

2つの諮問に対する答申

教育環境を確保するための小中学校再編の
基本的な考え方について

○小学校
原則として、全校で2学級以下となる状態が継続的となり、児童にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

○中学校
原則として、1学年の生徒数が一桁となる状態が継続的となり、生徒にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

なお、再編にあたっては、通学手段を十分に配慮すること

- ※原則が適用されない場合の例
- 統合により通学することが困難となる場合(長距離・長時間・安全性)
- 将来的に児童・生徒数が増加すると見込まれる場合
- その他

基本的な考え方への運用については、児童・生徒の教育を考えたが、次の事項を厳守し、準備委員会(教育委員会、学校、PTA、まちづくりなどで組織)では合意形成に向けて努力することとする。

- ①再編の対象となる年度の少なくとも3年前から、再編に係る準備委員会を設置し協議を開始する。
- ②地元(PTA、まちづくり、コミュニティ協議会などの団体)から再編の要望があった場合は、基本的な考え方によらず準備委員会を設置し協議を開始する。
- ③準備委員会では再編しない場合の選択肢も検討する。
- ④長距離・長時間・安全性の目安として、距離・時間はスクールバスを利用した場合に通学時間がおおむね1時間以内の距離であること。安全性では、通学が困難で危険な箇所がないことなどとする。



会議の様子



答申書を市長が受理

教育目標を達成するための教育施策のあり方について

1 既存の教育を充実させる取り組みを推進すること

①合同授業、ICTの活用による合同授業の強化
小学校と小学校、小学校と中学校の連携による合同授業を推進すること
日常的な合同授業が可能となるICTを全ての学校へ早期に導入すること

②小中連携強化
「中1ギャップ」を解消、小学生の中学校進学に対する不安の払拭、教員の交流により進学する児童の理解や指導法の共通理解などを図る連携を強化すること

③ふるさと学習
郷土の偉人や地域の産業などを学び、郷土への愛着を育み、地域で活躍する人材の育成に結びつく学習を推進すること

④伝統芸能、郷土芸能
地域の伝統文化を学ぶことにより生まれ育った地域への愛着を育成すること

2 地域との連携強化を図ること

①「コミュニティ・スクール」学校運営協議会(の)推進
地域と学校の結びつきを強める制度。地域と協議しながら設置を進め、地域ぐるみで子どもたちを育成する気運を醸成すること

②地域学校協働活動の充実(地域学校協働本部)
すでに取り組まれているが、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者などの参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する教育を実現し地域の活性化をより進めていくこと

3 新たな学校の制度を研究すること

①教育課程特例校制度
学校または地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し、教育を実施する制度について研究すること

②小中一貫校
小学校と中学校の9年間を通じた教育課程で義務教育を行う小中一貫校について、中長期的に設置を研究していくこと

③寮制度等
将来、中学校再編において、通学距離などの問題で生徒の通学が困難な事態が発生する場合は、寮制度などバス通学によらない通学手段について研究すること

4 特別支援教育の充実を図ること

近年、増加傾向にある特別支援を必要とする児童・生徒に対応したきめ細やかな教育を推進すること

5 部活動等のあり方を研究すること

①生徒の多様な希望にできるだけ応えられるよう部活動のあるべき姿を研究すること(例：文化部の設置、合同チーム編成、総合学習の取り組みなど)
②少人数での体育の解消について検討すること

用語の解説

【ICT】
インフォメーション アンド コミュニケーション Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。ICTを活用することで、離れた学校同士をパソコンやインターネットでつないで学習することが可能となる。

【中1ギャップ】
小学校から中学校に進学したときに不登校やいじめなどが急増する現象。中学校での学習内容の難易度が増すことなどにもよるが、学校生活の変化や心身の発達、人間関係を築くことへの不安などの原因が作用して起こると考えられている。

【コミュニティ・スクール】
保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするなどの取り組みを行う制度。これらを通じて保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を推進していく。

【教育課程特例校制度】
文部科学大臣が、学校教育法施行規則に基づき学校を指定し、学習指導要領によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。「生活科」、「総合的な学習の時間」の一部を組み替え、「英語科」や「郷土学」を実施するなどの例がある。